デザイン・クリエイティブセンター神戸

応募要領

【様式集】

青字表記は削除してご提出ください

**令和７年７月**

**神戸市企画調整局大学・教育連携推進課**

（様式１）

令和　　年　　月　　日

**現地見学会参加申込書**

神　戸　市　長　　宛

　令和７年７月14日に開催される「デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者」の現地見学会への参加を申し込みます。

申込者

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 参加人数 | 人　　　※各団体2名まで |
| 連絡先  （参加者代表） | 担当者名：  部署・役職  電話  E-mail |

（様式２）

# 応募登録書

令和　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者の応募者として登録を申し込みます。

**応募者（代表団体**）

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 | いずれの欄も、押印は不要です |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 氏名  部署・役職  電話  E-mail |

**構成団体**１　　※共同事業体による応募の場合は、以下についても記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 氏名  部署・役職  電話  E-mail |

**構成団体２**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 氏名  部署・役職  電話  E-mail |

**構成団体３**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 氏名  部署・役職  電話  E-mail |

◆記入欄は、過不足に応じて追加・削除してください。

（様式４）

# 指定申請書

神　戸　市　長　　宛

＜申　請　者＞

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　（押印不要）

　デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ、申請します。

記

（以下、提出書類に応じて加除してください）

　　　イ　団体概要書（様式５）

ウ　事業計画書、収支予算書等 （様式６～13）

　　　エ　誓約書、役員等名簿（様式14）

　　　オ　神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式15）

　　　カ　申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

キ　法人登記事項証明書、印鑑証明書（法人のみ）

　　　ク　法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近の３年）法人税、消費税及び地方消費税の申告書（直近の１年）

ケ　法人等の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の３年）

＜共同事業体を結成して応募する場合のみ提出＞

コ　共同事業体結成届出書（様式16）

差　共同事業体連絡先一覧表

（様式5）

# 団体概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（法人）の名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 上記以外の神戸市内  における支店等の  活動拠点 | ※神戸市内の支店・営業所（営業中のものに限る）について、事業所名及び所在地を記載すること。 |
| 職員数  障害者雇用数・率 | ※職員のうち、障害者雇用数・障害者雇用促進法による障害者雇用率を  についても明記すること。 |
| 設立年月日 |  |
| 経営理念・経営方針及び  公益事業への取組 |  |
| 法令遵守に対する取組 | ※法令遵守・コンプライアンスに対する取組に対する方針及び取組  内容・実績を記載すること |
| 主な事業 |  |
| センターの管理運営を  希望する理由 |  |
| 経営状況  （単位：千円単位）  直近の３年度を記入 | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | | 総収入 |  |  |  | | 総支出 |  |  |  | | 当期損益 |  |  |  | | 累積損益 |  |  |  | |
| 類似事業に関する実績 | ※任意様式による別添でも可能です |

**【表紙】**

**神 戸 市 長　宛**

**デザイン・クリエイティブセンター神戸**

**指定管理者**

**事業計画書**

**令和７年　　月　　日**

様式6－1

# （ア）センター運営の基本方針及び運営体制（ⅰ）

**（ⅰ）運営を行う上での基本方針**

①　施設運営の基本方針

施設の運営における基本方針を記載してください。

②　開館時間、休館日

* 応募要領「３（１）施設の概要④開館時間及び休館日」の内容からの変更提案がある場合は、記載してください。

様式6-2

# （ア）センター運営の基本方針及び運営体制（ⅱ）

**（ⅱ）運営体制**

①業務実施体制図

* 【別紙１】指定管理者が行う業務Ⅰ（１）①運営体制の記載事項を踏まえ業務執行のための実施体制図を記載してください。
* 職員（監督者・スタッフ等）の配置人数、各職員の勤務形態（常勤／非常勤、フルタイム／パートタイム等）、担当業務なども明記してください。
* 再委託等を予定している場合は、再委託する業務内容（予定企業名は記載不要）を記載してください。

②組織力向上・職員指導育成の計画

* 利用者に対するサービス向上や組織力等向上、コンプライアンス遵守の指導等、スタッフに対する研修や指導、育成に関する取組を記載してください。

③危機管理対応

* センターの管理運営において想定される危機と、その対応に関して記載してください。

　④神戸市内における調達及び再委託等に関する計画

* 神戸市域での経済活動、市民活動の活性化の観点を踏まえ、市内企業を対象とした業務の再委託や物品調達等について、具体的な計画（再委託事業の内容、再委託金額の目標数値）を記載してください。

（様式8－3）

# （ウ）ⅲクリエイティブラボの運営、入居者との連携

ⅲ クリエイティブラボの運営、入居者との連携

* クリエイティブラボの入居促進、運営管理、入居者の満足度向上の取組等について提案してください。
* 入居者による創造的活動の発信やセンターの事業への参加を促す工夫について、入居者主催事業（別紙１（指定管理者が行う業務）の（３）①）を含め、具体的な提案をしてください。

（様式9）

# （エ）企画事業に関する計画

【別紙１】仕様書（４）企画事業について、実施方針及び取組の概要について提案してください。。

（様式10）

# （オ）こどもの創造的学び・社会貢献活動の拠点に関する計画

【別紙１】指定管理者が行う業務（５）こどもの創造的学び・社会貢献活動の拠点に関する事業」について、実施方針及び取組の概要について提案してください。

（様式11-1）

# （カ）自主事業に関する計画

【別紙１】仕様書（６）自主事業について、実施方針及び取組の概要について提案してください。また、自主事業にかかる収支予算書を様式11－2に記載してください。

（様式12）

# （キ）館内施設の利用計画に関する提案

エントランス等共用部を含めた館内の各スペースについて、施設全体として、来館者等の満足度を高め、再度訪れたくなる魅力ある施設につながる空間の利用・運用方法や、工作物等の設置等について提案してください。

（様式13）

**（ク）来館者等の満足度アンケート調査に関する提案**

* 来館者等に対するアンケート調査の実施について、【別紙１】仕様書Ⅱ（２）自己評価の実施」に基づき、実施項目及び対象者を提案してください。
* また各アンケートの「満足度」の各年度の目標値を記載してください。目標値設定の考え方も記載してください。

（様式14-1）

# 誓　　約　　書

令和　　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

＜申請者＞

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者の指定申請にあたり、応募要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、神戸市が兵庫県警察本部等関係機関に対して、別紙（様式14-2）役員等名簿を調査・照会資料として使用することに承諾します。

記

1. 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体でないこと
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年５月市長決定）第５条各号に該当する団体でないこと
4. 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税において未納の税額がある団体でないこと
5. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
6. 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと
7. 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去１年以内に、他の自治体を含めて指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体でないこと

（８）指定管理業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守すること

（９）指定管理業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とすること。また、本市の求めがあった場合は、その誓約状況を本市に説明すること

（10）受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じること

別表（誓約事項(８)（９）関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２） 労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８） 労働契約法（平成19年法律第128号）

（９） 健康保険法(大正11年法律第70号)

（10） 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11） 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

　　※最低賃金法は労働基準法第９条に規定する「労働者」に適用されるため、使用従属関係にない「地域団体の構成員」や、いわゆる「有償ボランティア」等については通常、労働者性が認められず、最低賃金法の対象にはならない。

# 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

（様式15）

神戸市長宛　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

１．申請者は、以下のことを誓約します。

　（１）納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。

　（２）上記（１）が事実と相違する場合、「デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者応募要領」の応募資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

２．上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

　　全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者応募要領」の応募資格の審査及び確認に利用すること。

３．上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は、「デザイン・クリエイティブセンター神戸の管理運営業務に関する指定管理協定書」の締結日までとします。

申請者【法人】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（ふりがな）**  **法人名** |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| **（ふりがな）**  **代表者　職・氏名** |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者印  ※指定管理者指定申請書と同一の印を押印してください | | | | | | | | | | | | | |
| **法人番号** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **登記上の本社・本店**  **所在地** | **〒　　　-**  □上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。  ↑本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。 | | | | | | | | | | | | | |
| **法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。**  **（本社・本店含む）** |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | |
| ※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。 | | | | | | | | | | | | | |
| **担当者名** | **氏名：　　　　　　　　　　　　電話番号：**  **Email:** | | | | | | | | | | | | | |

令和　　年　　月　　日

（様式16）

# 共同事業体結成届出書

神　戸　市　長　　宛

共同事業体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　所　在　地

　団　体　名

代表者印

代表者氏名

**件名　　デザイン・クリエイティブセンター神戸　指定管理者**

　上記件名の公募に参加するため、共同事業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

　なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成員デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して債務を負います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同事業体 | 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代　表　者 | 代表者印 |
| 共同事業体の構成員  （共同事業体の代表者含む） | | 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 |
| 共同事業体の成立、解散の時期及び存続期間 | | 令和　年　月　日から当該指定管理者の指定期間終了後３か月を経過する日まで。  ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、当該指定を受けることができなかった日に、また、当共同事業体に対する指定が取り消された場合は、当該指定取消の日に、それぞれ解散するものとします。なお、後者による解散の場合、当共同事業体は、解散後においても、神戸市が別に定める期間、その指示の下、引継ぎや財務処理等の必要な業務を行うものとし、全ての構成員は、これらの業務を当共同事業体に共同連帯して行います。 |
| 代表者の権限 | | １　指定管理者の指定の申請に関する件  ２　神戸市との協定締結に関する件  ３　経費の請求受領に関する件  ４　その他契約に関する件 |
| その他 | | 本届出書の提出にあたり、下記１から５までの留意事項について、構成員全員が承諾します。  １　本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。  ２　代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決する。  ３　指定管理者候補者に選定されたときは、指定管理者の指定にかかる議会の議決を経る前に、構成員間の職務分担や責任等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、その写しを神戸市に提出する。  ４　本届出書提出後における構成員の変更（加入又は脱退、除名、破産又は解散による場合を含む。）は、指定管理者候補者の選定の基礎となった人的・物的要素を欠くことになるため、当共同事業体としての応募資格を喪失し、指定管理者の指定を受けた後において指定が取り消されることに異議を述べない。 |

（備考）共同事業体の構成員の数が４以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

# デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者　共同事業体協定書

（様式17）

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の各号の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　デザイン・クリエイティブセンター神戸（神戸市中央区小野浜町１号4号所在）指定管理者の事業

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、　年　月　日に成立し、市立○○センターに係る指定管理者の指定管理期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　指定管理者の指定を受けることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該指定を受けることができなかった日に解散するものとする。

３　指定管理期間の途中で指定管理者の指定を取り消されたときは、当事業体は、第１項の規定にかかわらず、当該指定を取り消された日に解散するものとする。ただし、本項により解散した後においても、当事業体は、神戸市が別に定める期間、その指示に従い、引継ぎや残務処理等の必要な業務を行うものとし、各構成員は、これらの業務を当事業体に共同連帯して行うものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

（代表者）

第６条　当事業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、第１条事業に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、神戸市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の執行に当たるものとする。

２　当事業体は、年１回以上、運営委員会を開くものとする。

３　運営委員会の議事は、多数決により決する。

（構成員の職務分担及び責任）

第９条　構成員は、第１条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体と連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員はその分担職務の遂行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第12条　第１条の事業の履行に関し発生する共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第13条　当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第14条　決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会で定めるところにより構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第15条　決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会で定めるところにより構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第16条　構成員がその分担職務の遂行において、神戸市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第17条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業中における構成員の加入に対する措置）

第18条　当事業体は、神戸市に提出した共同事業体結成届出書に構成員として記載した者（以下「当初構成員」という。）以外の者を、新たに構成員として当事業体に加入させないものとする。ただし、当初構成員を当事者とする会社法（平成17年法律第86号）に基づく組織再編や事業譲渡等に伴う場合であって、他の構成員全員及び神戸市の承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の適用により新たに加入した構成員に関する必要経費の分配、共通費用の分担、利益金の配当及び欠損金の負担については、運営委員会で定めるものとする。

（事業中における構成員の脱退に対する措置）

第19条　当初構成員は、当事業体が事業を完了する日までは脱退することができない。ただし、当初構成員を当事者とする会社法に基づく組織再編や事業譲渡等に伴う場合であって、他の構成員全員及び神戸市の承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の適用により脱退した構成員に関する必要経費の分配、共通費用の分担、利益金の配当及び欠損金の負担については、運営委員会で定めるものとする。

３　事業途中において当初構成員が脱退した場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帯して事業を執行する。

（構成員の除名）

第20条　構成員のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、神戸市の承認を得た上で、他の構成員全員の合意により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項により構成員を除名する場合は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（事業中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第21条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第19条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第22条　当事業体が解散した後においても、当該事業につき債務不履行、契約不適合等があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第23条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

名　称

代表者